

平成22年度

口蹄疫等家畜伝染病に対応した
獣医師育成環境の整備

公募要領

平成22年12月
文部科学省

目 次

1	事業の背景・目的	1
2	事業の概要	
	(1) 募集の対象	1
	(2) 申請件数	2
	(3) 申請書の作成・提出について	2
	(4) 選定件数	2
	(5) 取組に対する経費措置	2
	(6) 事業規模等	3
3	選定方法等	
	(1) 選定の方法	3
	(2) 審査の観点	3
	(3) 選定結果の通知	4
	(4) 選定スケジュール	4
4	要件違反等	
	(1) 形式的要件違反	4
	(2) 申請要件違反	4
	(3) 申請内容の重大な誤謬等	4
5	申請に当たっての留意事項	
	(1) 申請書	4
	(2) 申請手続き	5
	(3) その他	5
6	公表等	5
7	問い合わせ先	5

1 事業の背景・目的

[背景]

口蹄疫の国内発生、鳥インフルエンザなど人獣共通感染症への対応、BSEを契機とした食の安全への関心の高まりなどを背景に、国民の健康・生活を守るため現場の最前線で家畜診療や防疫等に従事する産業動物獣医師や公務員獣医師に対する社会的ニーズが高まっています。

特に、本年の宮崎県における口蹄疫被害を踏まえ、農林水産省では、「獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針」（平成22年8月31日）において、緊急時に最前線で防疫措置を実施する産業動物獣医師・公務員獣医師の養成・確保に向けた取組を強化する観点から、獣医系大学の学生が産業動物診療や行政分野に触れる機会を増大するとともに、これら分野へ就業・定着を図る取組を推進するとしています。加えて「口蹄疫対策検証委員会報告書」（平成22年11月24日）でも、獣医学系大学における産業動物に関する実習の強化が提言されています。

文部科学省の「獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議」の議論においても、このような状況を踏まえ、獣医学教育の質保証の観点から、臨床実習等の充実・強化の必要性を強く指摘しています。

[目的]

本事業は、国民の健康・生活の安全・安心の確保に向け、口蹄疫対策をはじめとした我が国の家畜防疫対策を担う産業動物獣医師、家畜感染症・人獣共通感染症等への対策(以下「感染症等対策」)を担う獣医師の養成・強化のため、獣医系大学の学部教育における臨床実習等の充実に不可欠な教育環境の整備を支援する事業です。

特に、産業動物分野の臨床実習や感染症等対策分野の参加型実習(学内での実践的実習や学外実習等)の充実・強化に取り組む大学に対して、実習用設備の整備を支援します。

2 事業の概要

(1) 募集の対象

○ 獣医師法（昭和二十四年六月一日法律第百八十六号）第十二条第一項第一号で規定する、獣医学の正規の課程(全国16獣医系大学の獣医学部・獣医学科)が、次に掲げる分野の取組を行う場合において、必要となる設備整備費（設備備品の購入、製造又は据付等に必要経費）を対象とします。

【分野1】

産業動物分野の臨床実習の充実・強化

【分野2】

感染症等対策分野の参加型実習の充実・強化

※ 設備整備費以外の費用（旅費、人件費、事業推進費）は本事業の対象とはなりません。

※ 臨床実習・参加型実習の充実・強化と関係のない設備備品の購入（老朽化対策や設備の更新など）は対象となりません。

- 設備備品と消耗品の区別は、各大学の規程等に基づき判断してください。
- 当該大学において、大学改革推進等補助金又は研究拠点形成費等補助金、国際化拠点整備事業費補助金等により文部科学省等が行っている他のプログラム（以下、「国公私を通じた大学教育改革支援プログラム」という。）で選定されている取組と同一又は類似（明らかに発展させた形になっていないもの。以下同じ。）の取組については申請することはできません。また、過去に選定され補助期間が終了した取組と同一又は類似の取組についても申請することはできません。

（２）申請件数

1つの大学につき、【分野１】【分野２】各1件ずつ（計2件まで）申請することができます。
1つの大学で2分野を申請する場合、「申請書」・「計画書」（様式1）・「実績書」（様式2）（以下、「申請書類」）は分野毎に作成してください。

（３）「計画書」（様式1）・「実績書」（様式2）の作成・提出について

- 「計画書」（様式1）・「実績書」（様式2）に従って、計画（購入予定の設備備品について、購入予定の設備備品を活用した臨床実習／参加型実習の取組について、本事業を契機とした産業動物分野における臨床教育や感染症等対策分野の実習の充実・強化の方針）や実績（産業動物分野の臨床教育／感染症等対策分野の実習の取組状況、附属家畜病院の活動状況、臨床実習ガイドライン策定の見込みについて）を記載し、文部科学大臣あてに提出してください。
- 「計画書」（様式1）は、以下の項目について作成してください。
 - ① 購入予定の設備備品について
 - ② 購入予定の設備備品を活用した臨床実習／参加型実習の取組について
 - ③ 本事業を契機とした、産業動物分野の臨床教育／感染症等対策分野の実習についての充実・強化方針
- 「実績書」（様式2）は、以下の項目について作成してください。
 - ① 産業動物分野の臨床教育や感染症等対策分野の実習の取組状況
 - ② 附属家畜病院の活動状況
 - ③ 臨床実習ガイドライン策定の見込みについて
- 「計画書」（様式1）・「実績書」（様式2）の作成に当たっては以下の項目に留意し作成してください。
 - ① 単なる老朽化対策や設備の更新でないこと。
 - ② OIEにおける「獣医学教育AHG」が示したミニマムコンピテンシー(原案)との関わりを考慮したものであること。

（４）選定件数

選定件数は、全体として【分野１】で8件程度、【分野２】で16件程度としますが、申請の状況等により予算の範囲内で調整を行うことがあります。

(5) 取組に対する経費措置

選定された取組に対して、国公立を問わず「大学改革推進等補助金」による経費措置を行うことを予定しています。

なお、選定された取組が大学改革推進等補助金により文部科学省が行っている他のプログラム又は他の補助金等により経費措置（以下、「他の経費措置」という。）を受けている場合は、重複補助を避けるため、本事業として経費措置を受けることはできません。

取組を申請する場合は、他の経費措置を受けて行っている事業との区分など十分整理した上で、事業内容及び資金計画「取組に係る経費」を作成してください。

(6) 事業規模等

- 申請にあたっては、補助事業の実施に必要な設備備品費の費用を積算して「計画書」(様式1)を作成の上、提出してください。事業規模が補助金基準額を超える場合、補助事業費との差額はその他の経費（自己収入等）により各大学が負担することとなります。なお、補助金基準額については、予算の範囲内で調整する場合があります。

【取組に係る経費の規模等】

申請区分	補助金基準額	財政支援期間
【分野1】 【分野2】	10,000千円程度以内/年	1年(平成23年3月末まで)

- 使用できる経費の取扱いの詳細については、文部科学省Webサイトに掲載している「大学改革推進等補助金交付要綱」等を参照してください。

(参考) 平成22年度大学改革推進等補助金について

http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/tokushoku/05030101.htm

3 選定方法等

(1) 選定の方法

選定にあたっては、提出いただいた「計画書(様式1)」, 「実績書(様式2)」について、以下の審査の観点を踏まえて、「口蹄疫等家畜伝染病に対応した獣医師育成環境の整備 事業委員会」(以下、「委員会」)において総合評価による合議審査を行います。

委員会の審査結果を踏まえて、文部科学省において選定取組を決定します。

(2) 審査の観点

審査にあたっては以下の観点を踏まえて行います。

- ① 計画書(様式1)の内容の妥当性、取組の重要性
- ② 実績書(様式2)に示されたこれまでの実績

(3) 選定結果の通知

選定された大学には、学長あて選定結果を通知します。

(4) 選定スケジュール

選定までのスケジュールは以下を予定しています。

以下のスケジュールは予定であり、変更する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

- ① 選定結果の通知平成23年2月上旬
- ② 補助金の交付事務手続き平成23年2月下旬
- ③ 補助金交付内定平成23年3月上旬

4 要件違反等

(1) 形式的要件違反

公正な審査を行うため、以下の形式的要件違反があった場合は審査対象外とします。申請時には十分注意してください。

- ① 「平成22年度 口蹄疫等家畜伝染病に対応した獣医師育成環境の整備申請書類等作成・提出について」の「Ⅲ 申請書の作成について」「一般的留意事項について」で定める書式と異なる場合
- ② 様式1、2の規定ページ数を超過した場合（超過の分量を問わない）
- ③ 指定外の資料を添付した場合（添付の分量を問わない）

(2) 申請要件違反

公正な審査を行うため、以下の要件違反があった場合は審査対象外とします。申請時には十分注意してください。

- ① 大学院研究科、専攻科及び別科が中心となつて行う取組の申請
- ② 「2 事業の概要」の「(2) 申請件数」で示した申請件数の範囲を超える申請（該当する申請がある場合は、大学に対しての事情確認を行った後、その件数の範囲を超えることとなる申請については取り下げていただくこととなります。）

(3) 申請内容の重大な誤謬等

申請書に、審査における判断の根本に関わるような重大な誤りや記載漏れ、または虚偽の記載等があった場合は審査対象外とします。申請時には十分注意してください。また、選定後においても申請書類の虚偽の記載等が判明した場合は選定が取り消されることがあります。

5 申請に当たっての留意事項

(1) 申請書類

「平成22年度 口蹄疫等家畜伝染病に対応した獣医師育成環境の整備申請書類等作成・提出について」に基づき、本事業の背景・目的を十分に踏まえて、所定の様式で申請書類を作成し、学長から文部科学大臣あてに申請してください。

(2) 申請手続

申請書類は、以下の提出先へ提出してください。なお申請書類を送付する場合は、宅急便（郵送不可）で余裕をもって発送し、提出期限内に必着するようにしてください。

なお、提出期間内に申請書類が提出されない場合は、審査対象外とします。

【提出日時】平成23年1月19日(水)～1月20日(木)

(午前10時から正午まで及び午後1時から午後6時までに提出。)

【提出先】〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省 高等教育局 専門教育課 企画係

【提出部数】

1. 平成22年度 口蹄疫等家畜伝染病に対応した獣医師育成環境の整備 申請書類

①両面印刷穴あけ・製本テープにより製本・・・・・・・・・・・・・・・・・・10部

②片面印刷（印刷原稿用）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1部

2. 上記関係の書類を保存したCD-RW・・・・・・・・・・・・・・・・・・大学ごとに1枚

※ なお、提出にあたっては、指定の文部科学大臣宛公文書を添えて提出してください。

(3) その他

申請書類は返却しませんので、各大学において控えを保管するようにしてください。

6 公表等

- 選定された取組については、大学名及び内容について公表します。
- 選定された取組については、「大学改革推進等補助金交付要綱」に定める実績報告書を提出していただきます。各大学から提出された実績報告書を踏まえ、本事業の政策効果について検証する事業評価を実施します。

7 問い合わせ先

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省 高等教育局 専門教育課 企画係

電話：03-5253-4111（内2500、2501）